

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年3月27日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500328号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500053号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のA事業所における標準賞与額を21万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者のA事業所における標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年7月30日
② 令和2年7月30日
③ 令和2年12月25日

私は、請求期間①、②及び③にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっており、請求期間②及び③は年金記

録がない。賞与の明細書を提出するので、請求期間①は保険給付の対象となる記録に訂正し、請求期間②及び③は賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行の預金通帳、日本年金機構C年金事務所が令和6年6月7日に実施した事業所調査でA事業所から入手した請求者に係る平成30年賃金台帳及び賞与明細書、年金記録訂正請求を行い、年金事務所段階で記録訂正されている者及び厚生局において記録が訂正決定された者の賞与明細書により、請求者は、請求期間①において事業主から21万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間①の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施した前述の事業所調査において請求期間①に係る賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚は、請求期間②にA事業所から2枚一緒に配布されたとして賞与明細書令和2年7月分（以下「R2.7賞与明細書」という。）及び研究手当明細書令和2年7月分（以下「研究手当明細書」という。）を提出しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されている。また、請求者及び複数の同僚から提出された預金通帳により確認できる請求期間②の振込額は、R2.7賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、当該「通常の賞与」とは、R2.7賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、R2.7賞与明細書により、請求者は、請求期間②において事業主から21万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者及び複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳、D市、E税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、慰労金は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、慰労金明細書により、請求者は、請求期間③において事業主から23万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、23万円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間③の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から、23万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。